平成２８年（フ）第６２号
長野県飯田市松尾清水4481番地１　（ハイツ緑ヶ丘206号）
債務者　木村　純治
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第１８８号
兵庫県川西市新田２丁目19番15号
債務者　井川　寿美
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第４７８号
兵庫県尼崎市浜１丁目４番１―509号
債務者　安部　直美
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４８４号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番６―603号
債務者　宮川　　瞳
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４９１号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町４丁目10番４号　高岡文化205
債務者　島田　知明
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５７号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地（５―202）
債務者　中山久美子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１３５号
徳島県徳島市応神町東貞方字北野29番地応神住宅１棟６号室、住民票上の住所徳島県徳島市応神町吉成字西吉成120番地
債務者　切原　賢一
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４３号
徳島県徳島市南沖洲１丁目10番23号、旧住所徳島県徳島市北沖洲２丁目５番37号
債務者　金谷真知子（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７３号
福岡県飯塚市伊岐須336番地６　ダーバンワダビル205号
債務者　上野香代子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第７４号
福岡県嘉麻市鴨生191番地10
債務者　井伊　秀樹
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１２１号
宮崎県東臼杵郡門川町栄ケ丘１丁目１番地町営住宅707号
債務者　小野　博文
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第７２号
宮城県大崎市古川塚目字屋敷46番地
債務者　佐々木宏貴
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１３２号
京都市南区上鳥羽苗代町２番地　レッドボールコート上鳥羽202号室
債務者　丸山　宏子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１６９号
兵庫県川西市鼓が滝２丁目２番５号
債務者　小嶋　直也
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１８７号
兵庫県伊丹市西野８丁目５番地　県営伊丹西野第６住宅２号棟202号
債務者　木南　勇治
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
兵庫県宝塚市川面３丁目15番３号　アーバンたわら205
債務者　物部あき子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第４４０号
兵庫県尼崎市昭和南通４丁目54番地　サンシティ21　507号
債務者　髙橋　和子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係